

# 信濃川水系(信濃川中流)流域治水協議会 の規約及び概要について

令和3年3月3日

信濃川水系(信濃川中流)流域治水協議会

# あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換

**課題** 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、集水域から氾濫域にわたる流域に関わる関係者が、主体的に取り組む社会を構築する必要がある。

**対応** ◆河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換することによって、施策や手段を充実し、それらを適切に組合せ、加速化させることによって効率的・効果的な安全度向上を実現する。

◆併せて、自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラを、官民連携・分野横断により推進し、雨水の貯留・浸透を図る。

## 氾濫を防ぐための対策 ～ハザードへの対応～

（しみこませる）※

雨水浸透施設（浸透ます等）の整備  
⇒ 都道府県・市町村、企業、住民

（ためる）※

雨水貯留施設の整備、  
田んぼやため池等の高度利用  
⇒ 都道府県・市町村、企業、住民

ダム、遊水地等の整備・活用

⇒ 国・都道府県・市町村、利水者

（安全に流す）

河床掘削、引堤、放水路、砂防堰堤、遊砂地、  
雨水排水施設等の整備  
⇒ 国・都道府県・市町村

（氾濫水を減らす）

堤防強化等  
⇒ 国・都道府県

※グリーンインフラ関係施策と併せて推進

## 被害対象を減少させるための対策 ～暴露への対応～

（被害範囲を減らす）

土地利用規制、高台まちづくり  
⇒ 国・都道府県・市町村、企業、住民

二線堤等の整備

⇒ 市町村

（移転する）

リスクが高いエリアからの移転促進  
⇒ 市町村、企業、住民

## 被害の軽減・早期復旧・復興のための対策 ～脆弱性への対応～

（避難態勢を強化する）

ICTを活用した河川情報の充実  
浸水想定等の空白地帯の解消  
⇒ 国・都道府県・市町村・企業

（被害を軽減する）

建築規制・建築構造の工夫  
⇒ 市町村、企業、住民

（氾濫水を早く排除する）

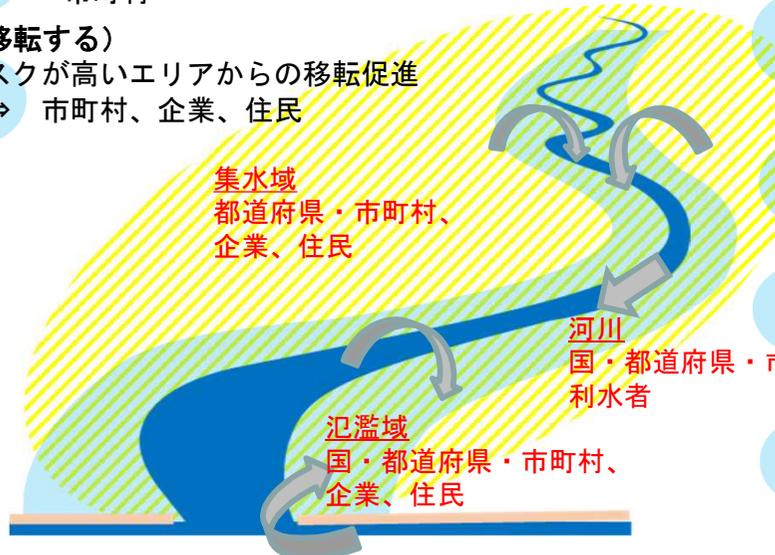
排水門の整備、排水ポンプの設置  
⇒ 市町村等

（早期復旧・復興に備える）

BCPの策定、水災害保険の活用  
⇒ 市町村、企業、住民

（支援体制を充実する）

TEC-FORCEの体制強化  
⇒ 国・企業



凡例

河川での対策

集水域での対策

氾濫域での対策

# あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換

対応

◆河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換することによって、施策や手段を充実し、それらを適切に組合せ、加速化させることによって効率的・効果的な安全度向上を実現する。

## 「流域治水」の具体例

### 河川・下水道管理者による対策

堤防整備



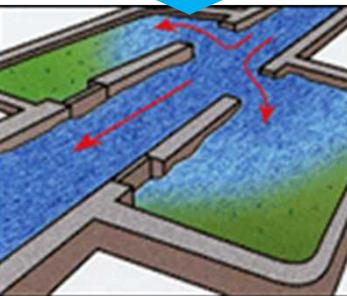
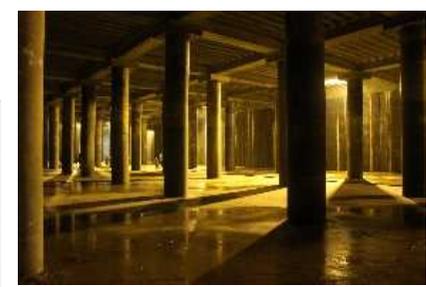
ダム建設・ダム再生



遊水地



大規模地下貯留施設(下水道)

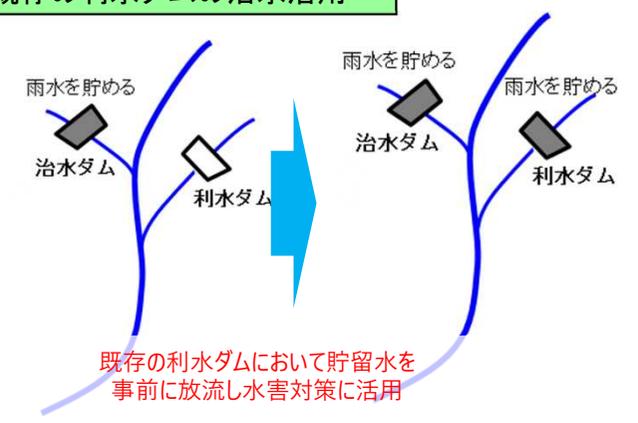


### 市町村や民間等による対策

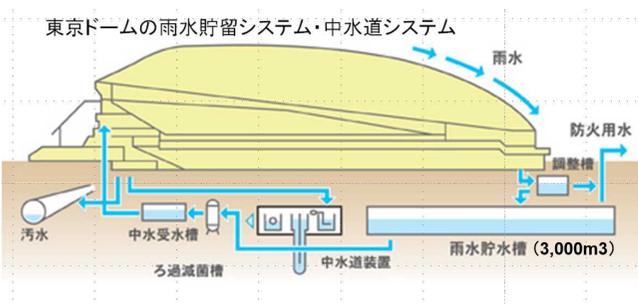
防災調整池



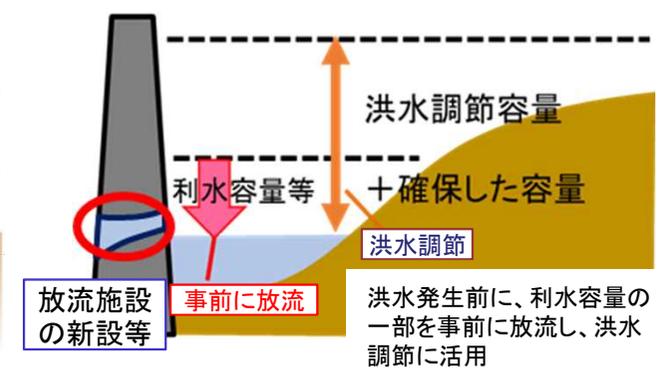
既存の利水ダムの治水活用



公共施設地下貯留(東京ドーム)



(既存ダムの活用例)



# 「流域治水プロジェクト」に基づく事前防災の加速

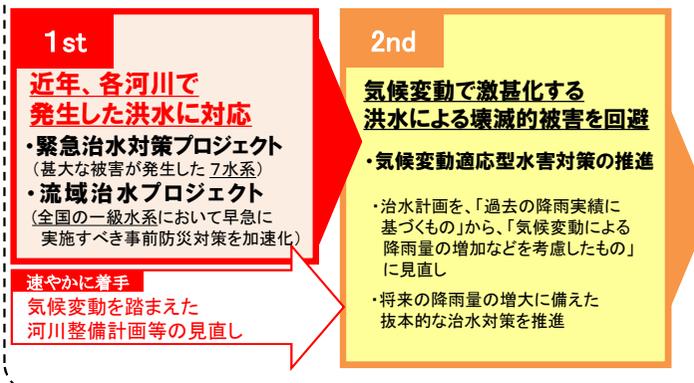
**課題** ◆ 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に取り組む社会を構築することが必要

**対応** ◆ 河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換

◆ 令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7水系の「緊急治水対策プロジェクト」と同様に、全国の一級水系でも、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像「流域治水プロジェクト」を示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速

◆ 戦後最大洪水に対応する国管理河川の対策の必要性・効果・実施内容等をベースに、夏頃までに関係者が実施する取組を地域で中間的にとりまとめ、「流域治水プロジェクト」を令和2年度中に策定

## 今後の水害対策の進め方（イメージ）



## 全国7水系における「緊急治水対策プロジェクト」

◆ 令和元年東日本台風（台風第19号）により、甚大な被害が発生した7水系において、国・都県・市区町村が連携し、今後概ね5～10年で実施するハード・ソフト一体となった「緊急治水対策プロジェクト」に着手。

水系名	河川名	緊急治水対策プロジェクト (概ね5～10年で行う緊急対策)		
		事業費	期間	主な対策メニュー
阿武隈川	阿武隈川上流	約1,840億円	令和10年度まで	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 支川に危機管理型水位計及びカメラの設置 浸水リスクを考慮した立地適正化計画展開 等
	阿武隈川下流			
鳴瀬川	吉田川	約271億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、堤防整備 【ソフト対策】 浸水想定地域からの移転・建替え等に対する支援 等
荒川	入間川	約338億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 高台整備、広域避難計画の策定 等
那珂川	那珂川	約665億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 霞堤等の保全・有効活用 等
久慈川	久慈川	約350億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、堤防整備 【ソフト対策】 霞堤等の保全・有効活用 等
多摩川	多摩川	約191億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、堰改築、堤防整備 【ソフト対策】 下水道樋管等のゲート自動化・遠隔操作化 等
信濃川	信濃川	約1,768億円	令和9年度まで	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 田んぼダムなどの雨水貯留機能確保 マイ・タイムライン策定推進 等
	千曲川			
合計		約5,424億円		

※令和2年3月31日 HP公表時点

## 全国の各河川で「流域治水プロジェクト」を公表

◆ 全国の一級水系において、河川対策、流域対策、ソフト対策からなる流域治水の全体像をとりまとめ、国民にわかりやすく提示

◆ 戦後最大洪水に対応する国管理河川の対策の必要性・効果・実施内容等をベースに、プロジェクトを策定し、ハード・ソフト一体の事前防災を加速

### 【イメージ】 ○○川流域治水プロジェクト

- ★ 戦後最大（昭和XX年）と同規模の洪水を安全に流す
  - ★ 浸水範囲（昭和XX年洪水）
- （対策メニューのイメージ）

**■ 河川対策**

- ・堤防整備、河道掘削
- ・ダム再生、遊水地整備 等

**■ 流域対策（集水域と氾濫域）**

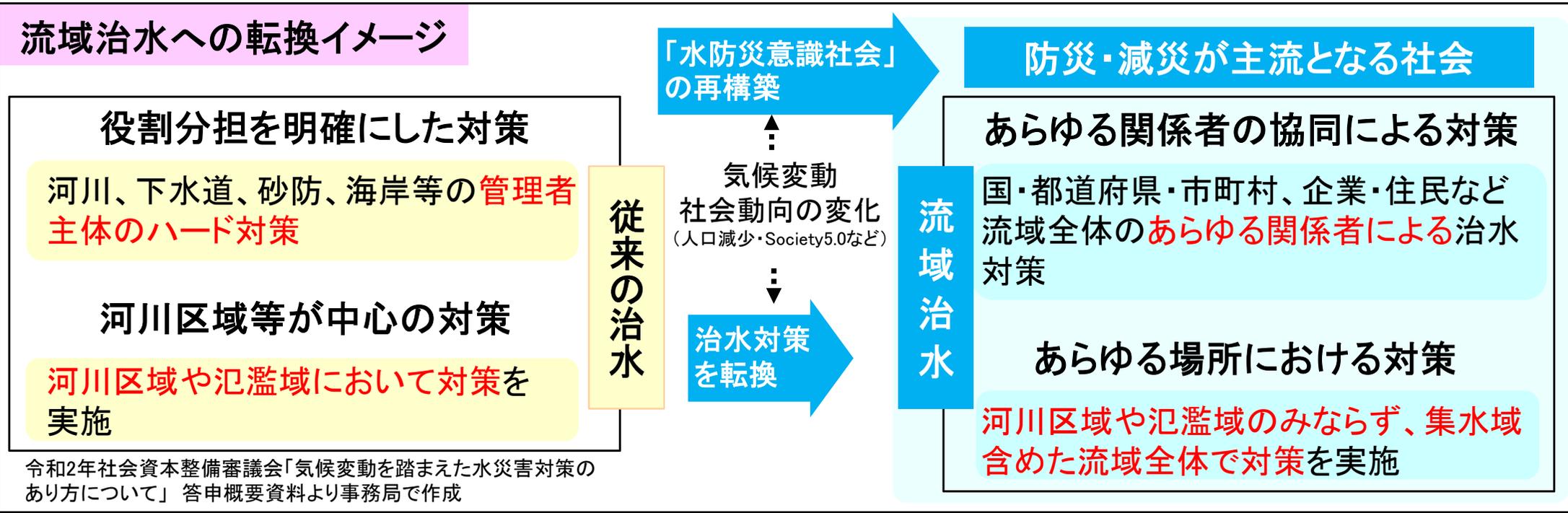
- ・下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備
- ・土地利用規制・誘導 等

**■ ソフト対策**

- ・水位計・監視カメラの設置
- ・マイ・タイムラインの作成 等

# 「流域治水」への転換 流域治水協議会の設置

- 近年の水災害による甚大な被害を受け、施設能力を超過する洪水が発生するものへと意識を改革し、氾濫に備える、「水防災意識社会」の再構築を進めてきた。
- 今後、この取組をさらに一歩進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」へ転換。



# 信濃川中流域における流域治水協議会の設置

- 令和元年東日本台風の被害を受け、国・県・市町村が連携して治水対策に取り組む「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」を令和2年1月31日にとりまとめ。信濃川水系緊急治水対策プロジェクトの推進は「信濃川中流及び魚野川大規模氾濫に関する減災対策協議会」の取組方針に位置づけ。
- 「信濃川水系(信濃川中流)流域治水協議会」を令和2年9月17日に設置。今後、流域におけるあらゆる関係者が協働して取り組む流域治水プロジェクトを策定する。
- 今後、信濃川水系緊急治水対策プロジェクトは、流域治水プロジェクトの一部として位置づける

## 現行(流域治水協議会策定前)

**信濃川中流及び魚野川大規模氾濫に関する減災対策協議会**

■信濃川下流域の減災に係る取組方針(H28.5~)

**ハード対策**

- ・洪水氾濫を未然に防ぐ対策(堤防整備・河道掘削等)
- ・危機管理型ハード対策(堤防天端・法尻補強等)

**ソフト対策**

- ・洪水情報のプッシュ型配信、防災行動計画の整備・検証、避難計画検討、防災教育 等

+

■信濃川水系緊急治水対策プロジェクト

- ・令和元年東日本台風の被害を受け国、県、市町村が連携して取り組む治水対策(R2.1~)

**ハード対策**

- ・令和元年東日本台風洪水における浸水被害が発生した区間等において越水等による家屋部の浸水を防止

**ソフト対策**

- ・「まちづくり」や住まい方の誘導等、高床式住まいの推進、マイ・タイムラインの普及 等

**流域における対策**

- ・ため池等既存施設の有効活用、田んぼダムの整備、雨水貯留施設の整備 等

## 今後(流域治水協議会策定後)

**信濃川水系(信濃川中流)流域治水協議会**

流域におけるあらゆる関係者で構成

■信濃川水系流域治水プロジェクト

**ハード対策**

- ・令和元年東日本台風と同規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。

**ソフト対策**

- ・減災対策協議会における対策内容に追加・更新等  
**※今後、更新**

**流域における対策**

- ・緊急治水対策プロジェクトの実施内容に追加・更新等  
**※今後、更新**

↑  
共有

■信濃川水系緊急治水対策プロジェクト

**ハード対策**

**ソフト対策**

**流域における対策**

**信濃川中流及び魚野川大規模氾濫に関する減災対策協議会**

■信濃川下流域の減災に係る取組方針(H28.5~)

**ハード対策**

- ・主に減災対策に関する事項等  
**※今後、更新**

**ソフト対策**

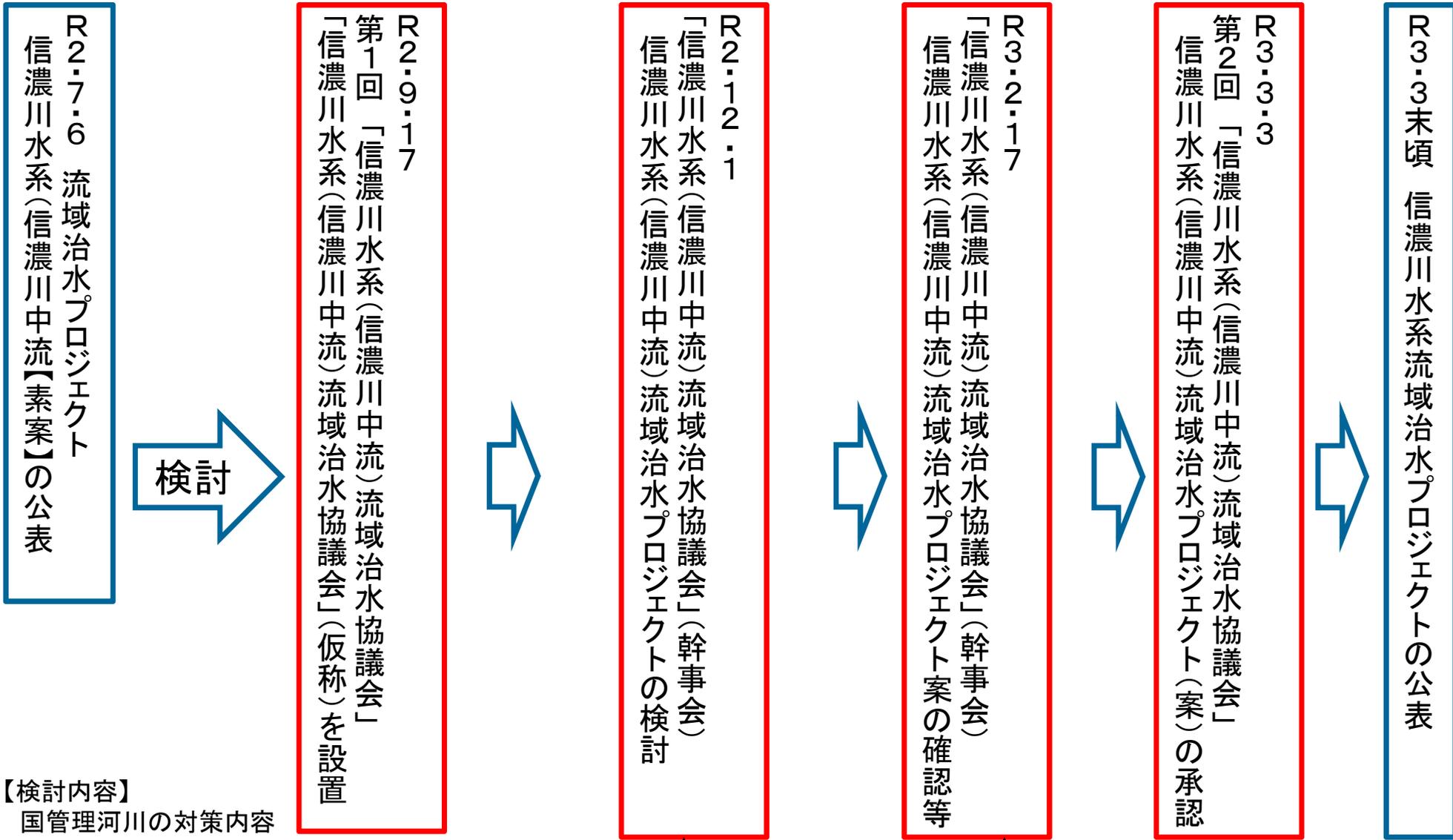
- ・取組方針における対策内容
- ・流域治水プロジェクト、緊急治水対策プロジェクトとして取り組む内容 **※今後、更新**

減災対策協議会の構成員を主で構成  
必要に応じて対策関係者を追加  
令和2年10月以降参画

- ・国土交通省 湯沢砂防事務所
- ・農林水産省 北陸農政局 農村振興部
- ・林野庁 関東森林管理局 中越森林管理署
- ・国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター新潟水源林整備事務所
- ・新潟県各地域振興局 農業振興部 農林振興部

共有 ←

# 流域治水プロジェクト 策定までの流れ



【検討内容】  
 国管理河川の対策内容  
 加え  
 ○県管理河川の対策内容  
 ○流域対策・ソフト対策の  
 方向性

【検討内容】  
 中間とりまとめの対策内容に加え  
 ○流域対策・ソフト対策の実施内容

【確認内容】  
 ・登録施策のとりまとめ状況

# 規約の更新(令和3年3月3日改定)

- 令和2年9月17日に信濃川水系(信濃川中流)流域治水協議会設立以降、新たに関係機関が参画。
- 今後も、必要に応じて関係機関の参画を検討する。

## 令和2年9月17日以降、参画した機関(構成員名)

新潟県 新潟地域振興局	農林振興部長
// //	巻農業振興部長
// 三条地域振興局	農業振興部長
// 長岡地域振興局	農林振興部長
// 魚沼地域振興局	農業振興部長
// 南魚沼地域振興局	農林振興部長
// 十日町地域振興局	農業振興部長
農林水産省 北陸農政局	地方参事官
林野庁 関東森林管理局	中越森林管理署長
国立研究開発法人森林研究・整備機構	森林整備センター 新潟水源 林整備事務所長
国土交通省 北陸地方整備局	湯沢砂防事務所長

※幹事会員の追加もこれに準じる

【参考】信濃川水系(信濃川中流)流域治水協議会規約(令和2年9月17日試行)

### 第3条 協議会の構成

1. 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

(第2項～第3項 略)

3. 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

# 信濃川水系（信濃川中流）流域治水協議会 規約（案）

## 第1条 設置、名称

本会は、信濃川水系における信濃川中流域の流域治水対策を推進するため、「信濃川水系（信濃川中流）流域治水協議会」（以下「協議会」と称し、これを設置する。

## 第2条 目的

本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、信濃川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

## 第3条 協議会の構成

1. 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
2. 協議会に幹事会をおく。幹事は、別表2に掲げる幹事を以て構成する。幹事会は、協議会の企画立案や構成員機関相互の連絡調整、協議会の指示による各種検討を行う。
3. 協議会及び幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4. 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

## 第4条 協議会の実施事項

協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1. 信濃川（信濃川中流）流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
2. 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
3. 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
4. その他、流域治水に関して必要な事項。

## 第5条 協議会の情報公開

1. 協議会、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。
2. 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

## 第6条 協議会資料等の公表

1. 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2. 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

#### 第7条 事務局

協議会の事務局は、北陸地方整備局信濃川河川事務所及び新潟県長岡地域振興局地域整備部におき、各構成員、各機関と調整を図りながら運営を行う。

#### 第8条 雑則

この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

#### 附 則

本規約は、令和2年9月17日から施行する。

令和3年3月3日 改正

別表 1

新潟市長  
 長岡市長  
 三条市長  
 小千谷市長  
 見附市長  
 十日町市長  
 燕市長  
 魚沼市長  
 南魚沼市長  
 津南町長  
 湯沢町長  
 弥彦村長

新潟県 新潟地域振興局 地域整備部長  
 // // 農林振興部長  
 // // 巻農業振興部長  
 // 三条地域振興局 地域整備部長  
 // // 農業振興部長  
 // 長岡地域振興局 地域整備部長  
 // // 地域整備部 与板維持管理事務所長  
 // // // 小千谷維持管理事務所長  
 // // 農林振興部長  
 // 魚沼地域振興局 地域整備部長  
 // // 農業振興部長  
 // 南魚沼地域振興局 地域整備部長  
 // // 農林振興部長  
 // 十日町地域振興局 地域整備部長  
 // // 農業振興部長

東日本旅客鉄道(株) 信濃川発電所長  
 東北電力(株) 長岡発電技術センター所長  
 東京電力リニューアブルパワー (株) 信濃川事業所長  
 農林水産省 北陸農政局 地方参事官  
 林野庁 関東森林管理局 中越森林管理署長  
 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 新潟水源林整備事務所長  
 気象庁 新潟地方气象台長  
 国土交通省 北陸地方整備局 三国川ダム管理所長  
 // // 信濃川河川事務所長  
 // // 湯沢砂防事務所長

< オブザーバー >

東日本旅客鉄道(株) 新潟支社長

北越急行(株) 代表取締役社長

電源開発(株) 東日本支店 小出電力所長

※各会員については、代理出席を認めるものとする。

別表 2

新潟市 危機対策課長  
 長岡市 危機管理防災担当課長、河川港湾課長  
 三条市 総務部長、建設部長  
 小千谷市 危機管理課長  
 見附市 建設課長、企画調整課 課長補佐  
 十日町市 防災安全課長  
 燕市 防災課長  
 魚沼市 防災・安全課長  
 南魚沼市 総務課長  
 津南町 総務課長  
 湯沢町 総務部長  
 弥彦村 防災室長  
 新潟県 新潟地域振興局 地域整備部 治水課長  
 " " 農林振興部 農村計画課長  
 " " 巻農業振興部 農村計画課長  
 " 三条地域振興局 地域整備部 治水課長  
 " " 農業振興部 農村計画課長  
 " 長岡地域振興局 地域整備部 治水課長  
 " " " 与板維持管理事務所 工務課長  
 " " " 小千谷維持管理事務所 工務課長  
 " " 農林振興部 農村計画課長  
 " 魚沼地域振興局 地域整備部 治水課長  
 " " 農業振興部 農村計画課長  
 " 南魚沼地域振興局 地域整備部 治水課長  
 " " 農林振興部 農村計画課長  
 " 十日町地域振興局 地域整備部 治水課長  
 " " 農業振興部 農村計画課長  
 東日本旅客鉄道(株) 信濃川発電所 副所長  
 東北電力(株) 長岡発電技術センター 課長  
 東京電力リニューアブルパワー (株) 信濃川事業所 土木保守グループマネージャー  
 農林水産省 北陸農政局 農村振興部 設計課長  
 林野庁 関東森林管理局 中越森林管理署 総括治山技術官  
 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 新潟水源林整備事務所 主幹  
 気象庁 新潟地方气象台 防災管理官  
 国土交通省 北陸地方整備局 三国川ダム管理所 専門官  
 " " 信濃川河川事務所 副所長  
 " " 湯沢砂防事務所 副所長

< オブザーバー >

北越急行(株) 運輸部運輸課長

電源開発(株) 東日本支店 小出電力所 所長代理

※ 各幹事については、代理出席を認めるものとする。